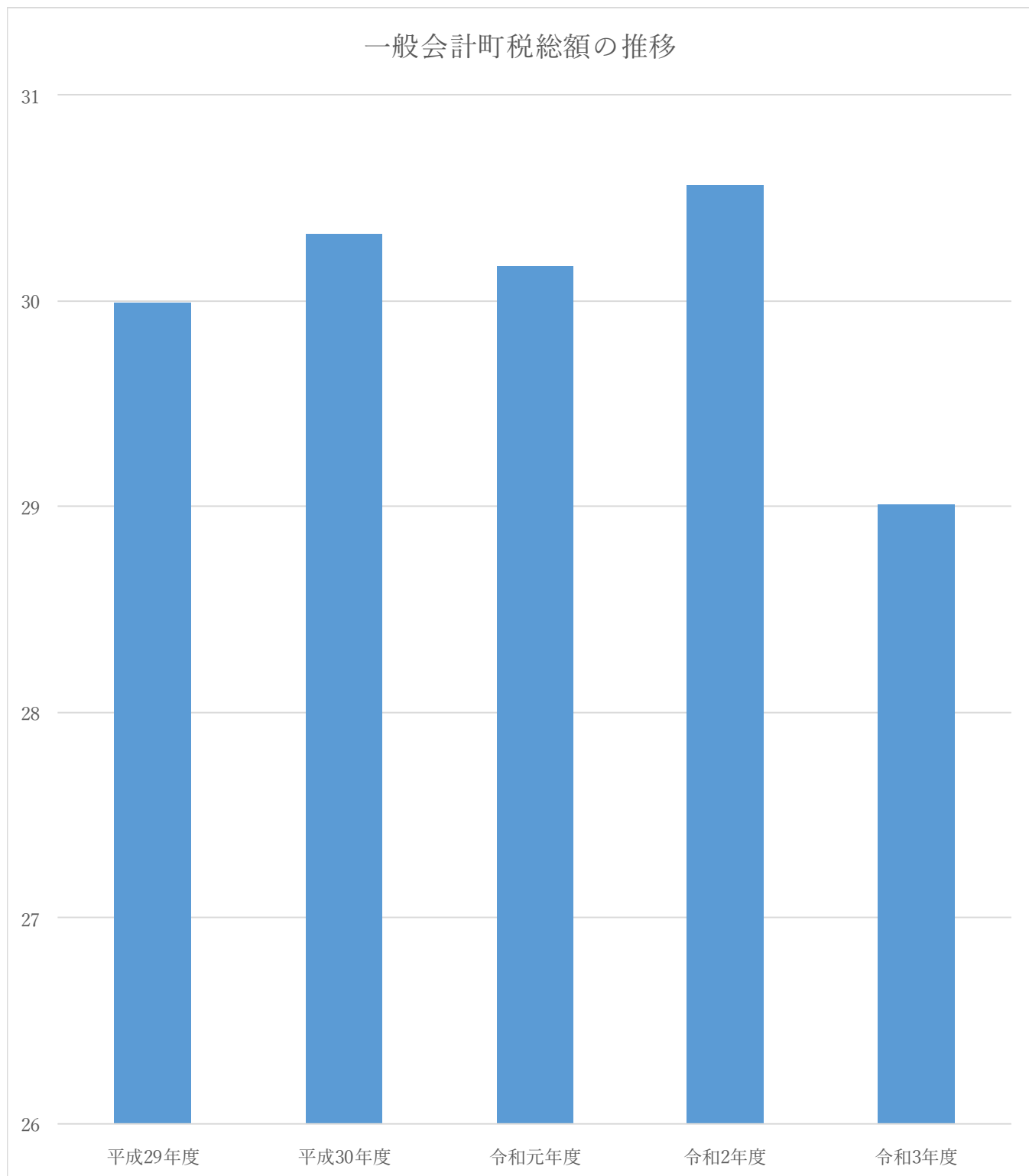
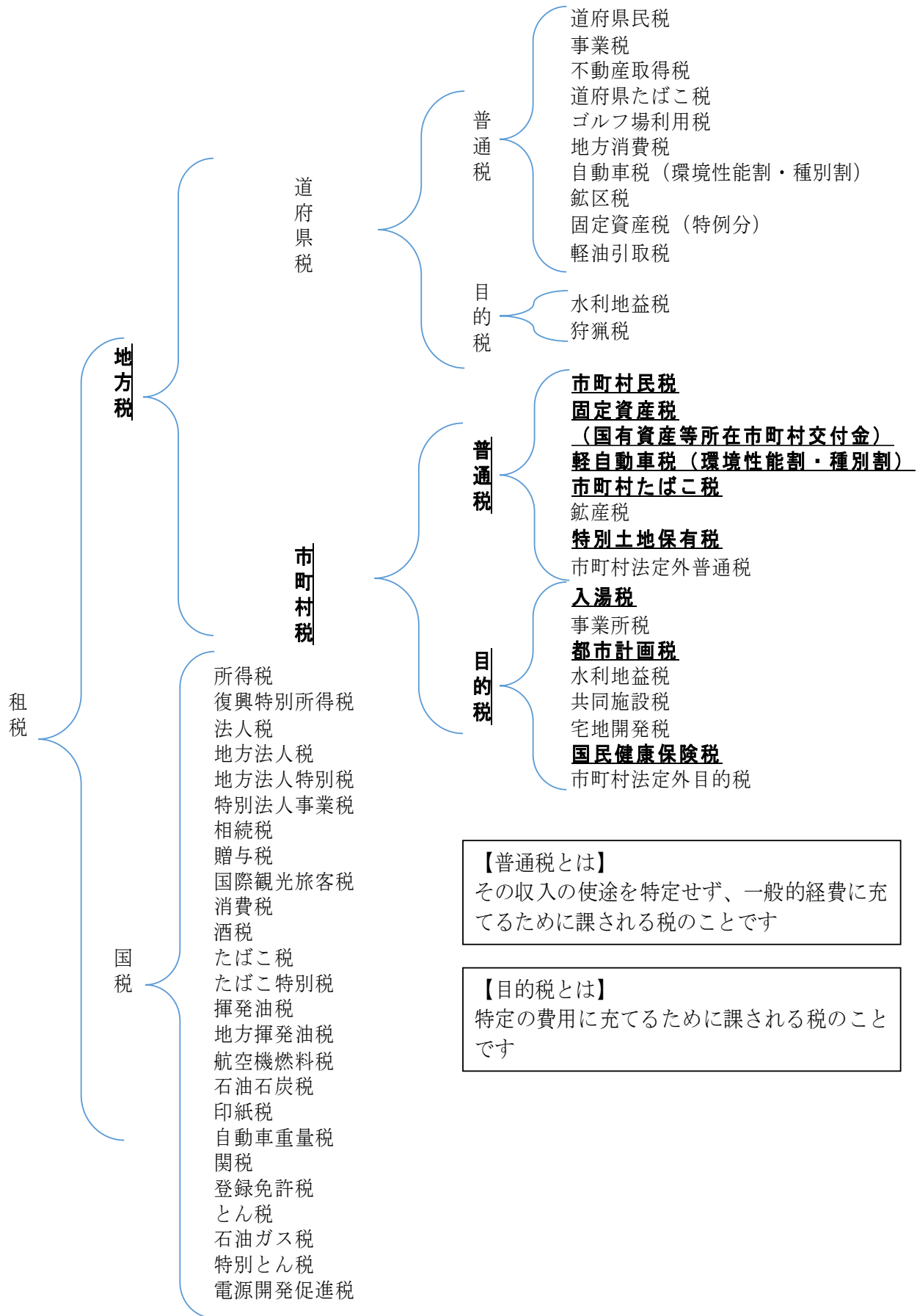


Ⅱ 町税等の概要

(単位：億円)



1 租税体系図



【普通税とは】
その収入の用途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税のことです

【目的税とは】
特定の費用に充てるために課される税のことです

2 税務事務概要

(1) 税務住民課事務分掌

住民税班	個人町民税の申告及び賦課に関すること
	軽自動車税の賦課に関すること
	町たばこ税の賦課に関すること
	国民健康保険税の賦課に関すること
	法人町民税に関すること
	国税及び県税に関すること
資産税班	固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること
	固定資産の実地調査及び評価に関すること
	国有資産等所在市町村交付金に関すること
	公簿の閲覧及び固定資産の証明に関すること
収税班	町税の徴収に関すること
	納税督促・催告に関すること
	滞納処分に関すること
	納税口座振替に関すること
	収納委託及び受託に関すること
	納税思想の普及に関すること
	納税の証明に関すること
	千葉県滞納整理推進機構に関すること

(2) 職員数等（4月1日現在）

年度	課長	班	職						計
			主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	
30	1								
		住民税班		1		1	1	1	4
		資産税班	1	1		1		1	4
		収税班		2		1		1	4
		計	1	4	0	3	1	3	12
元	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1	1			1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	4	0	2	3	2	12
2	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		2			4
		計	1	3	1	2	3	2	12
3	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班		1			2	1	4
		資産税班	1		1		1	1	4
		収税班		2		3			5
		計	1	3	1	3	3	2	13
4	1		主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主事	計
		住民税班			1		2	1	4
		資産税班	1	1		1	2		5
		収税班		2		2		1	5
		計	1	3	1	3	4	2	14

3 令和3年度町税決算（一般会計）

（単位：円，％）

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	令和2年度 収納率	令和元年度 収納率
町民税	1,155,289,000	1,245,474,614	1,186,423,201	3,147,026	55,904,387	95.26	95.08	94.75
個人現年課税分	1,003,412,000	1,034,416,279	1,021,499,453	0	12,916,826	98.75	98.62	98.35
個人滞納繰越分	13,888,000	59,842,654	16,376,248	3,017,926	40,448,480	27.37	28.83	22.84
計	1,017,300,000	1,094,258,933	1,037,875,701	3,017,926	53,365,306	94.85	94.55	93.85
法人現年課税分	137,689,000	146,920,300	146,338,200	0	582,100	99.60	98.87	99.57
法人滞納繰越分	300,000	4,295,381	2,209,300	129,100	1,956,981	51.43	18.58	16.24
計	137,989,000	151,215,681	148,547,500	129,100	2,539,081	98.24	97.91	98.87
固定資産税	1,354,413,000	1,414,635,492	1,374,873,786	968,481	38,793,225	97.19	96.83	96.40
現年課税分	1,338,286,000	1,365,471,500	1,353,651,515	29,556	11,790,429	99.13	98.92	98.67
滞納繰越分	11,754,000	44,790,592	16,848,871	938,925	27,002,796	37.62	37.22	40.79
計	1,350,040,000	1,410,262,092	1,370,500,386	968,481	38,793,225	97.18	96.82	96.39
国有資産交付金	4,373,000	4,373,400	4,373,400	0	0	100.00	100.00	100.00
軽自動車税	49,978,000	58,306,657	54,510,294	308,485	3,487,878	93.49	92.88	92.06
種別割（現年課税分）	47,458,000	51,915,200	50,950,740	0	964,460	98.14	97.83	96.88
種別割（滞納繰越分）	340,000	1,091,400	325,646	0	765,754	29.84	-	-
環境性能割（現年課税分）	1,813,000	2,628,900	2,628,900	0	0	100.00	100.00	100.00
滞納繰越分	367,000	2,671,157	605,008	308,485	1,757,664	22.65	23.56	23.27
町たばこ税	159,377,000	171,735,541	171,735,541	0	0	100.00	100.00	100.00
都市計画税	115,002,000	119,562,084	115,659,085	81,919	3,821,080	96.74	96.74	96.36
現年課税分	113,552,000	115,329,800	114,089,107	2,444	1,238,249	98.92	98.92	98.67
滞納繰越分	1,450,000	4,232,284	1,569,978	79,475	2,582,831	37.10	37.10	40.70
合計	2,834,059,000	3,009,714,388	2,903,201,907	4,505,911	102,006,570	96.46	96.17	95.80
現年課税分 合計	2,805,960,000	2,892,790,920	2,865,266,856	32,000	27,492,064	99.05	98.85	98.68
滞納繰越分 合計	28,099,000	116,923,468	37,935,051	4,473,911	74,514,506	32.44	32.02	30.85

4 町税決算額の推移（一般会計）

（単位：千円，％）

年度		平成29年度				平成30年度				令和元年度					
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比		
町民税	個人	現年	1,076,911	1,060,893	98.5	102.3	1,086,857	1,071,834	98.6	101	1,072,281	1,054,560	98.3	98.4	
		滞繰	83,515	21,869	26.2	81.6	73,530	17,187	23.4	78.6	67,898	15,508	22.8	90.2	
		計	1,160,426	1,082,762	93.3	101.7	1,160,387	1,089,021	93.8	100.6	1,140,179	1,070,068	93.9	98.3	
	法人	現年	254,785	253,857	99.6	105.2	299,488	298,883	99.8	117.7	247,302	246,246	99.6	82.4	
		滞繰	4,412	2,555	57.9	456.3	2,626	885	33.7	34.6	2,113	343	16.2	38.8	
		計	259,197	256,412	98.9	106.0	302,114	299,768	99.2	116.9	249,415	246,589	98.9	82.3	
	計		1,419,623	1,339,174	94.3	102.5	1,462,501	1,388,789	95.0	103.7	1,389,594	1,316,657	94.8	94.8	
	固定資産税	現年	現年	1,320,288	1,305,682	98.9	100.7	1,314,125	1,292,156	98.3	99	1,358,773	1,340,703	98.7	103.8
			滞繰	50,849	14,686	28.9	90.3	49,245	14,204	28.8	96.7	55,736	22,737	40.8	160.1
計			1,371,137	1,320,368	96.3	100.5	1,363,370	1,306,360	95.8	98.9	1,414,509	1,363,440	96.4	104.4	
交付金		現年	4,643	4,643	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	100	4,446	4,446	100.0	95.8	
		計		1,375,780	1,325,011	96.3	100.5	1,368,013	1,311,003	95.8	98.9	1,418,956	1,367,887	96.4	104.3
軽自動車税	現年	42,939	41,697	97.1	105.5	45,651	44,286	97.0	106.2	47,648	46,188	96.9	104.3		
	滞繰	3,307	870	26.3	111.3	3,233	1,013	31.3	116.4	3,374	785	23.3	77.5		
	計	46,246	42,567	92.0	105.6	48,884	45,299	92.7	106.4	51,022	46,973	92.1	103.7		
町たばこ税	現年	179,463	179,463	100.0	99.9	176,620	176,620	100.0	98.4	170,868	170,868	100.0	96.7		
都市計画税	現年	113,046	111,795	98.9	101.4	111,207	109,348	98.3	97.8	114,149	112,631	98.7	103		
	滞繰	4,326	1,249	28.9	89.4	4,197	1,212	28.9	97	4,737	1,928	40.7	159.1		
	計	117,372	113,044	96.3	101.3	115,404	110,560	95.8	97.8	118,886	114,559	96.4	103.6		
合計	現年課税分	2,992,075	2,958,030	98.9	101.7	3,038,591	2,997,770	98.7	101.3	3,015,467	2,975,642	98.7	99.3		
	滞納繰越分	146,409	41,229	28.2	90.0	132,831	34,501	26.0	83.7	133,858	41,302	30.9	119.7		
	計	3,138,484	2,999,259	95.6	101.5	3,171,422	3,032,271	95.6	101.1	3,149,325	3,016,944	95.8	99.5		

つづき

(単位：千円，%)

年度		令和2年度				令和3年度				
税目	区分	調定額	収入済額	収納率	前年比	調定額	収入済額	収納率	前年比	
町民税	個人	現年	1,085,165	1,070,217	98.6	101.5	1,034,416	1,021,500	98.8	95.4
		滞繰	67,184	19,366	28.8	124.9	59,843	16,376	27.4	84.6
		計	1,152,349	1,089,583	94.6	101.8	1,094,259	1,037,876	94.8	95.3
	法人	現年	213,556	211,135	98.9	85.7	146,921	146,338	99.6	69.3
		滞繰	2,586	481	18.6	140.2	4,295	2,209	51.4	459.3
		計	216,142	211,616	97.9	85.8	151,216	148,547	98.2	70.2
計	1,368,491	1,301,199	95.1	98.8	1,245,475	1,186,423	95.3	91.2		
固定資産税	現年	現年	1,415,948	1,400,716	98.9	104.5	1,365,471	1,353,652	99.1	96.6
		滞繰	49,936	18,588	37.2	81.8	44,791	16,849	37.6	90.6
		計	1,465,884	1,419,304	96.8	104.1	1,410,262	1,370,501	97.2	96.6
	交付金	現年	4,373	4,373	100.0	98.3	4,373	4,373	100.0	100.0
計		1,470,257	1,423,677	96.8	104.1	1,414,635	1,374,874	97.2	96.6	
軽自動車税	現年	52,170	51,080	97.9	110.6	54,544	53,580	98.2	104.9	
	滞繰	3,784	892	23.6	113.6	3,763	930	24.7	104.3	
	計	55,954	51,972	92.9	110.6	58,307	54,510	93.5	104.9	
町たばこ税	現年	163,443	163,443	100.0	95.7	171,735	171,735	100.0	105.1	
都市計画税	現年	115,330	114,089	98.9	101.3	115,330	114,089	98.9	100.0	
	滞繰	4,232	1,570	37.1	81.4	4,232	1,570	37.1	100.0	
	計	119,562	115,659	96.7	101.0	119,562	115,659	96.7	100.0	
合計	現年課税分	3,049,985	3,015,053	98.9	101.3	2,892,790	2,865,267	99.0	95.0	
	滞納繰越分	127,722	40,897	32.0	99.0	116,924	37,934	32.4	92.8	
	計	3,177,707	3,055,950	96.2	101.3	3,009,714	2,903,201	96.5	95.0	

資料：決算統計書

5 町税税率の推移

区分		年度	21	22																											
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																												
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																			
	平成19年度～																														
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	3,000,000円	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税 額																													
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	3,000,000円																													
	50人超	3,000,000円																													
	法人税割	12.3%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
土地	300,000円																														
家屋	200,000円																														
償却資産	1,500,000円																														
軽自動車	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																													
町たばこ税	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																													
特別土地保有税	課税停止																														
都市計画税	0.20%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																												
		資産割	25.0%																												
		均等割	23,000円																												
		平等割	31,200円																												
		限度額	470,000円																												
	後期高齢者支援助金	所得割	2.70%																												
		均等割	6,400円																												
		限度額	120,000円																												
	介護保険納付額	所得割	1.40%																												
		均等割	13,000円																												
	限度額	90,000円																													

区分		年度	23	24																									
町民税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円																										
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																												
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																												
県民税	4%																												
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	法人税割	12.3%																											
固定資産税		1.40%	免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding-right: 5px;">{</td><td>土 地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td></td><td>家 屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td></td><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		{	土 地	300,000円		家 屋	200,000円		償却資産	1,500,000円																
{	土 地	300,000円																											
	家 屋	200,000円																											
	償却資産	1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
特別土地保有税		課税停止																											
都市計画税		0.20%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																										
		資産割	25.0%																										
		均等割	23,000円																										
		平等割	31,200円																										
		限度額	470,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																										
		均等割	6,400円																										
		限度額	120,000円																										
	介護保険納付額	所得割	1.40%																										
		均等割	13,000円																										
	限度額	90,000円																											

区分		年度	25	26																										
町 民 税	個人	均等割	町民税3,000円 県民税1,000円	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																										
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
		1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
			50人超	150,000円																										
		1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
			50人超	400,000円																										
		10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
50人超	1,750,000円																													
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
法人税割	12.3%																													
固定資産税		1.40%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																											
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																												
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
	限度額	470,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険納付額	所得割	1.40%																											
均等割		13,000円																												
限度額	90,000円																													

区分		年度	27																									
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																									
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																											
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
町民税	6%																											
県民税	4%																											
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																									
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
法人税割	12.3% ※平成26年10月以降 9.7%																											
固定資産税	1.40%	免税点	<table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																											
家屋	200,000円																											
償却資産	1,500,000円																											
軽自動車	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 (3,900円) 四輪 貨物 営業用 3,000円 (3,800円) 自家用 4,000円 (5,000円) 乗用 営業用 5,500円 (6,900円) 自家用 7,200円 (10,800円) ※()は、平成27年4月1日以降に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																										
町たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																											
特別土地保有税	課税停止																											
都市計画税	0.20%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																									
		資産割	25.0%																									
		均等割	23,000円																									
		平等割	31,200円																									
	限度額	470,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																									
		均等割	6,400円																									
		限度額	120,000円																									
介護保険納付額	所得割	1.40%																										
	均等割	13,000円																										
限度額	90,000円																											

区分		年度	28	29																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税額																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円																										
			50人超	150,000円																										
		1億円以下の金額	50人以下	160,000円																										
			50人超	400,000円																										
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																										
			50人超	1,750,000円																										
10億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	9.7%																												
固定資産税	1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円)	※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																											
町たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,925円)																													
特別土地保有税	課税停止																													
都市計画税	0.20%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		限度額	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																											
		均等割	6,400円																											
		限度額	120,000円																											
	介護保険料	所得割	1.40%																											
		均等割	13,000円																											
額付	限度額	90,000円																												

区分		年度	30	元																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="3">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="3">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td colspan="2">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td colspan="2">4%</td></tr> </table>		平成19年度～			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%			町民税	6%		県民税	4%															
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税額																										
		1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
			50人超	120,000円																										
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円																										
			50人超	150,000円																										
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																										
			50人超	400,000円																										
		10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
50人超	1,750,000円																													
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	9.7% 令和元年10月以降 6.0%																												
固定資産税	1.40%	免税点 { <table border="0"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																					
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車	[種別割] 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 家用 10,800円 (7,200円) ※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照 [環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。																													
町たばこ税	千本につき5,692円 平成30年9月まで5,262円 (旧3級品千本につき4,000円 令和元年10月以降5,692円)																													
特別土地保有税	課税停止																													
都市計画税	0.20%																													
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																										
		資産割	25.0%	— (廃止)																										
		均等割	23,000円	23,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%	2.70%																										
		均等割	6,400円	6,400円																										
		限度額	160,000円	190,000円																										
	介護保険料	所得割	1.40%	1.40%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
		限度額	130,000円	160,000円																										

区分		年度	2	3																										
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額 10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
法人税割	6.0%																													
固定資産税		1.40%	免税点 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																				
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		<p>[種別割]</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 </td> <td style="width: 50%;"> 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) </td> </tr> </table> <p>※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照</p> <p>[環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。</p>			原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円)																								
原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円)																													
町たばこ税		千本につき6,112円 令和2年9月まで5,692円 (旧3級品千本につき5,692円)	千本につき6,552円 令和3年9月まで6,122円 (旧3級品千本につき5,692円)																											
特別土地保有税		課税停止																												
都市計画税		0.20%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%	5.60%																										
		資産割	廃止	廃止																										
		均等割	23,000円	23,000円																										
	後期高齢者支援金	平等割	31,200円	31,200円																										
		限度額	610,000円	630,000円																										
		所得割	2.70%	2.70%																										
	介護保険納付額	均等割	6,400円	6,400円																										
		限度額	170,000円	170,000円																										
		所得割	1.40%	1.40%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
	限度額	160,000円	170,000円																											

区分		年度	4																									
町民税	個人	均等割	町民税3,500円 県民税1,500円 ※特例により、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています																									
		所得割	<table border="1"> <tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																											
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
町民税	6%																											
県民税	4%																											
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																									
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
法人税割	6.0%																											
固定資産税		1.40%	免税点 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																			
土地	300,000円																											
家屋	200,000円																											
償却資産	1,500,000円																											
軽自動車		[種別割] 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 [環境性能割] 令和元年10月1日より導入。詳細については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照。	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用 10,800円 (7,200円) ※()は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く) ※平成28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし(52ページ)」を参照																									
町たばこ税		千本につき6,552円																										
特別土地保有税		課税停止																										
都市計画税		0.20%																										
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.60%																									
		資産割	廃止																									
		均等割	23,000円																									
		平等割	31,200円																									
	限度額	630,000円																										
	後期高齢者支援金	所得割	2.70%																									
		均等割	6,400円																									
		限度額	190,000円																									
	介護保険納付金課税額	所得割	1.40%																									
均等割		13,000円																										
限度額	170,000円																											